

令和8年度大分県地域防災計画 修正（案）概要

資料 1

1. 大分県の取組の進展等による修正

○南海トラフ地震臨時情報の対応についての修正

内閣府の「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月改訂）を受け、大分県地域防災計画に南海トラフ地震臨時情報発表の際の県民向けの呼びかけの充実、県主催イベント等・施設の対応、県の体制等について明記

◆ 地域防災計画への反映概要

< 県民向け呼びかけの充実 >

- ・ 県HP・防災アプリ・道路掲示板などを通じて注意喚起
- ・ 関連施設等への呼びかけ内容の具体化

< 県主催イベント等・県の施設の対応 >

- ・ 「警戒」発表時、浸水想定区域内における県主催イベントや行事は原則中止または延期
- ・ 不特定多数が利用する県の施設は原則通常どおり開館

< 県の体制 >

- ・ 「警戒」発表時 : 災害警戒本部
- ・ 「注意」発表時 : 災害対策連絡室

○大分市佐賀関大規模火災をふまえた見直し

- ・ 災害救助法適用後のより迅速な対応に向けた県庁担当課室の明確化
- ・ 地震による通電火災を防止するための取組み（感震ブレーカーの設置促進）

2. 防災基本計画等（国）の修正内容の反映

○関係法令の改正等を踏まえた修正

・ 新しい防災気象情報の運用開始

※ 警戒・注意報に「レベル」を付して発表

※ 「警戒レベル4相当」を「危険警戒」として発表

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のけけ崩れや 土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによる浸水
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害特別警戒	レベル5 高潮特別警戒
< 警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！ >				
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒	レベル4 高潮危険警戒
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒	レベル3 高潮警戒
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

3. その他の修正

○防災関連の計画、マニュアル等の策定・見直し等による修正

- ・ 災害時応援協定等の締結状況更新に伴う修正

(例) 洗濯環境支援: WASHハウス(株)

車両提供・給電支援: (株)ホンダモビリティ九州

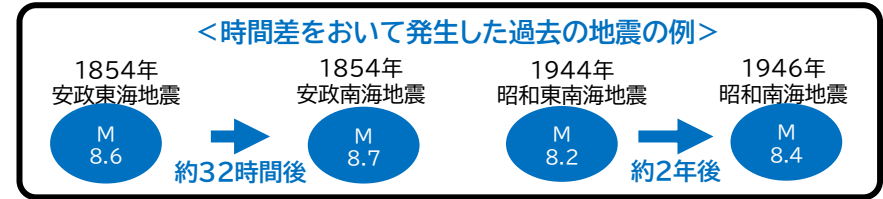
臨床検査技師による診療支援: (公財)大分県臨床検査技師会

- ・ 国、県、指定公共機関等の組織改正による修正

南海トラフ地震臨時情報の対応についての修正

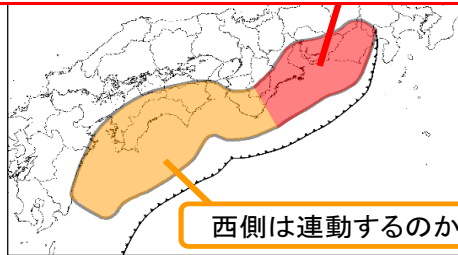
◆「南海トラフ地震臨時情報」とは

大規模地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合に気象庁が発表



想定震源域内のプレート境界において
M8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ**東側**で大規模地震(M8クラス)が発生

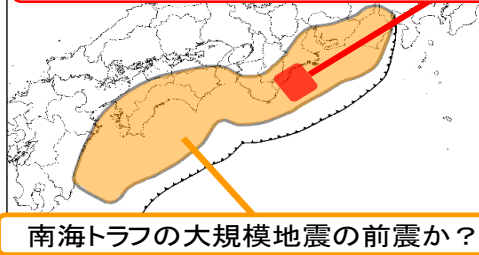


西側は連動するの？

臨時情報(巨大地震警戒)

想定震源域及びその周辺において
M7.0以上の地震が発生した場合

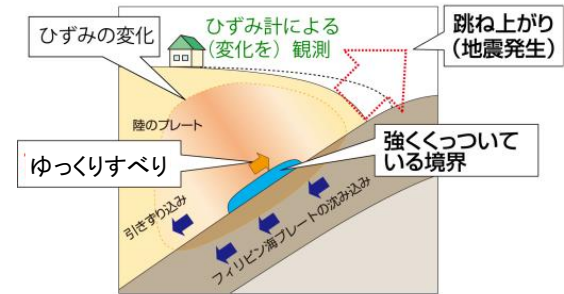
南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か？

臨時情報(巨大地震注意)

プレート境界で通常とは異なる
ゆっくりすべりが観測された場合



◆ 主な防災対応 (南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対応)

◆1週間の事前避難 (高齢者等避難)
※事前避難対象地域 (佐伯市沿岸部の一部)

◆特別な備え

- ・すぐ逃げられる態勢の維持
- ・非常持出品の常時携帯

◆日頃からの地震への備えの再確認

- ・安全な避難場所・避難経路の確認
- ・ご家族との連絡手段の確認
- ・家具の固定、非常食などの備蓄の確認 など

※事前避難対象地域

地震発生後30分以内に30cm以上
浸水する地域



佐伯市沿岸部

[佐伯市高齢者等避難発令]

- ・蒲江全域
- ・米水津全域
- ・鶴見の一部地域 (下梶寄)

巨大地震
警戒

巨大地震
注意

南海トラフ地震臨時情報の対応についての修正

県の基本方針

後発地震がいつ発生するか不明の中、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策

【今回の修正】個別分野における県の具体的な対応について県地域防災計画で定める

(修正箇所：地震・津波対策編 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画)

(1) 県民向けの呼びかけの充実

県HP・防災アプリ・道路掲示板などを通じて注意喚起を実施

(日常生活の継続を呼びかけつつ、家具固定や備蓄等、日頃の備えの再確認を促す)

【関連施設ごとに呼びかけの内容】

	巨大地震警戒 時	巨大地震注意 時
医療関係等	事前避難対象地域内の病院へ転院措置等の検討を呼びかけ	後発地震に備えて、患者の症状に応じた避難手順等を確認
宿泊・商業等	掲示板・館内放送等により利用者への情報伝達を呼びかけ	掲示板・館内放送等により利用者への情報伝達を呼びかけ

(2) 県主催イベント等・県施設の対応

	巨大地震警戒 時	巨大地震注意 時
県主催イベント・行事	津波浸水想定区域内：原則中止 または延期 津波浸水想定区域外：個別に判断	原則通常通り実施 避難経路の周知など安全確保策を徹底した上で、原則通常通り実施
県立学校・公の施設	県立学校：原則1週間臨時休校 公の施設：原則通常開館 後発地震に備えて、施設ごとに定めた具体的措置を実施	県立学校：授業継続（避難経路等再確認） 公の施設：原則通常開館 後発地震に備えて、施設毎に定めた具体的措置を実施

(3) 県の体制等

巨大地震警戒 時 → 災害警戒本部 (二次体制)

巨大地震注意 時 → 災害対策連絡室 (一次体制) 【職員】勤務地の津波浸水想定区域の内外を問わず、職員は通常どおり出勤とする

1. 大分県の取組の進展等による修正

南海トラフ地震臨時情報の対応についての修正

(1) 県民向けの呼びかけの充実

地震・津波対策編 P50ほか

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- ・福祉保健部は、事前避難対象地域内の医療機関に対し、避難指示が発令された場合、入院患者の転院等、緊急的に必要な措置を検討することを呼びかける。
- ・生活環境部及び商工観光労働部は、事前避難対象地域内に位置する旅館・ホテル等に対しては、避難情報が発令された場合、宿泊者や従業員等の安全確保のため、避難場所や避難経路の教示・避難誘導、臨時休業等の適切な対応をとることを、県ホームページや大分県旅館ホテル生活衛生同業組合（生活環境部）、市町村観光協会等（商工観光労働部）を通じて呼びかける。

(2) 県主催イベント等・県の施設の対応

地震・津波対策編 P54ほか

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、主催するイベントや行事について、以下の措置を行う。

- （イ）浸水想定区域内にあつては原則中止または延期とする。
- （ロ）浸水想定区域外にあつては開催場所や行事の内容、参加者数、公共交通機関の運行状況等を勘案して総合的に判断する。

(3) 県の体制

地震・津波対策編 P55ほか

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- ・県は、県災害対策連絡室を設置し、情報の収集及び伝達等を行う。

大分市佐賀関大規模火災をふまえた見直し

・感震ブレーカーの設置促進

地震・津波対策編 P4

【新 規】地震時における通電火災の発生を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカーについて広報・啓発を推進するとともに、設置を促進する。

・災害救助法適用後のより迅速な対応に向けた県庁担当課の明確化

地震・津波対策編 P41ほか

【修正後】□住宅被害状況の情報収集・把握＜福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班、市町村＞

□使用可能な公営住宅の空き部屋調査・民間賃貸住宅の情報収集＜社会基盤対策部応急住宅対策班 等＞